

## 法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム運営委員会に関する規程

本規程は、法実務技能教育教材研究開発コンソーシアム（以下コンソーシアムという）  
会則第5条第2号に基づいて設置されるコンソーシアム運営委員会（以下運営委員会とい  
う）の運営について規定するものである。

### 第1条（設置）

コンソーシアム会則第5条の規程に従い、運営委員会を置く。

### 第2条（審議事項等）

- 1 運営委員会は、コンソーシアムの運営に関する事項を審議する。
- 2 運営委員会は、コンソーシアム代表および副代表の任期が満了する以前の運営委員会において、次期コンソーシアム代表および副代表を指名する。

### 第3条（組織）

- 1 運営委員会は、コンソーシアム代表・副代表、およびコンソーシアム代表が指名する参加校代表をもって組織する。
- 2 運営委員会の委員には、幹事大学の代表者を少なくとも2名含むものとする。
- 3 運営委員会の委員の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。

### 第4条（委員長・副委員長）

- 1 運営委員会の委員長1名および副委員長2名は、運営委員会の委員の互選により決定する。
- 2 委員長は、運営委員会を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ運営委員会が定める順序により、副代表がこれに代わる。

### 第5条（会議）

委員長は、原則として年2回定期に運営委員会を開催するほか、運営委員の要求等、必要があると認めるときは、臨時に招集するものとする。

### 第6条（定足数、議決）

運営委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 第7条（運営委員会参加）

- 1 運営委員会は、必要に応じ第3条に規定する者以外の者を運営委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。ただし、それらの者は定足数の算定の基礎とはならず、議決権も有しない。

- 2 運営委員会は、運営委員会が認めたものをオブザーバーとして参加させることができる。

#### 第8条 (事務局)

- 1 委員長は、運営委員会の運営を適正かつ円滑に行うため、運営委員会の下に、事務局を置く。
- 2 事務局は、幹事大学がこれを組織する。

#### 第9条 (協議事項)

幹事大学及び参加大学は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本規定を履行するものとする。本規定に疑義が生じた場合、または、規定にない事態が生じた場合には、信義誠実の原則に従って協議するものとする。